

登録記念物への登録

《登録記念物（名勝地関係）の新登録》 1 件

1 鍋山(南屏峡)【大分県豊後高田市】

鍋山(南屏峡)が所在する田染は、岡子山に源を発して周防灘に注ぐ桂川の上流域に山間の盆地を成し、弥生時代から低湿地に水田が営まれ、奈良時代には鍋山井堰が設けられて条里を発達させ、宇佐神宮の本御荘十八箇所のひとつとして平安時代後期に成立した「田染荘」の故地として知られる。

鍋山は田染の東端に位置して、桂川が屈曲して峡谷を成すわずか200m余りの左岸に天を衝くように聳え並び立つ高さ20～40m余りの柱状の岩峰群である。桂川を挟んで鍋山に直面する三宮八幡神社は、元宮八幡神社から観応2年(1351)に市杵島姫命を分祀して現在の位置に創建され、田染における農耕や水利に関わる信仰と名所の古くからの結び付きをいまに伝える。その絶景は、貝原益軒(1630～1714)が『豊国紀行』に奇観と記したのをはじめとして、杵築南画の祖と称される十市石谷(1793～1853)は山水画の画題として鍋山を含む田染八景を見出して後の識者らが重ねて漢詩を読み継ぎ、明治40年(1907)にこの地を訪ねた井上圓了(1858～1919)は「南屏峡」と雅称した。

近年では、河畔に親水公園も整備されて「三の宮の景」とも呼ばれている。並び立つ岩峰群に特徴付けられる景勝地であり、江戸時代から田染に伝えられてきた名所と信仰との関係を知る上で意義深い。